

R 1 営繕 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事

目 次	
B-01	特記仕様書 1
B-02	特記仕様書 2
B-03	特記仕様書 3
B-04	付近見取図、配置図、仮設計画参考図
B-05	A, B工区 平面図
B-06	B工区 平面図
B-07	A, B工区 立面図
B-08	A, B工区 詳細図
B-09	C工区 平面図、立面図、詳細図
B-10	フェンス参考図
B-11	北側配置図
B-12	北側平面図・立面図
B-13	北側部分詳細図

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項												
7. 施工	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	2章 改修仮設工事	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎監督員の指示による。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p>	4章 土工事	<p>1. 根切り ◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。 ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。 ◎使用土は(A種 ・ B種) ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。 ◎建物の周囲、幅 2 m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。 ◎敷地内の監督員の指示する箇所に仮置きとする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとする。</p>												
8. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p>	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ・ <u>設けない</u>)	5. 建設発生土の処理													
9. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4 ・ A3 ・ A2 ・ <u>原因版</u>) ・工事写真(写真帳 1部(<u>着手前</u>) ・ 工事中 ・ <u>竣工</u>)、電子データ 2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ 1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる ・ <u>よらない</u>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る ・ <u>出来ない</u>)、電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る ・ <u>出来ない</u>)、用水料金(有償 ・ 無償)	6. 埋め戻し及び盛土					
区分	サイズ																
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																
10. 瑕疵補修	<p>◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4 1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(<u>1年</u> ・ 2年)とする。 ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>	6. 工事車両駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に ・ <u>用意していないので業者にて</u>) 設けること。	6. 建設発生土の処理													
		7. 安全対策	◎夜間の安全対策には充分考慮すること。	5章 地業工事	<p>1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等 ◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ <u>再生クラッシュラン</u>)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>基礎</td> <td>100</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締め固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは 50mmとする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシュラン	基礎	100	RC-40				
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
再生クラッシュラン	基礎	100	RC-40														
		8. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を 標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>	6章 鉄筋工事	<p>1. 材料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table></p> <p>2. 材料試験 ◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>3. 加工及び組立て ◎鉄筋の継手は(<u>重ね継手</u>) ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>4. 配筋検査 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ <u>接着系アンカー</u>)とする。 ◎確認強度は、メーカー仕様による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13														
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-														
		3章 解体施工	<p>1. 一般事項 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲 ◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。</p> <p>3. 事前措置 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。 切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>4. 構内舗装等 ◎樹木等の伐採抜根及び移設：工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。 ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>5. 地下埋設物・埋設配管等 ◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土 ◎埋戻しは、(購入土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン ・ <u>現場発生土</u>)、他工事の現場発生土)とする。 ◎混入する石の最大径は監督員の指示による。 ◎埋め戻し高さは、現状地盤程度とする。</p>														

徳島県県土整備部営繕課

ASA設計一級建築士事務所
森 宏 文 1級建築士登録 第126287号
TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R 1 営繕 吉野川高等学校 吉・嶋島 フェンス設置他工事

●図面名 特記仕様書 2 ●縮尺

●図面番号

B-02

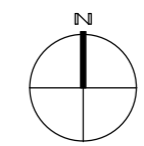
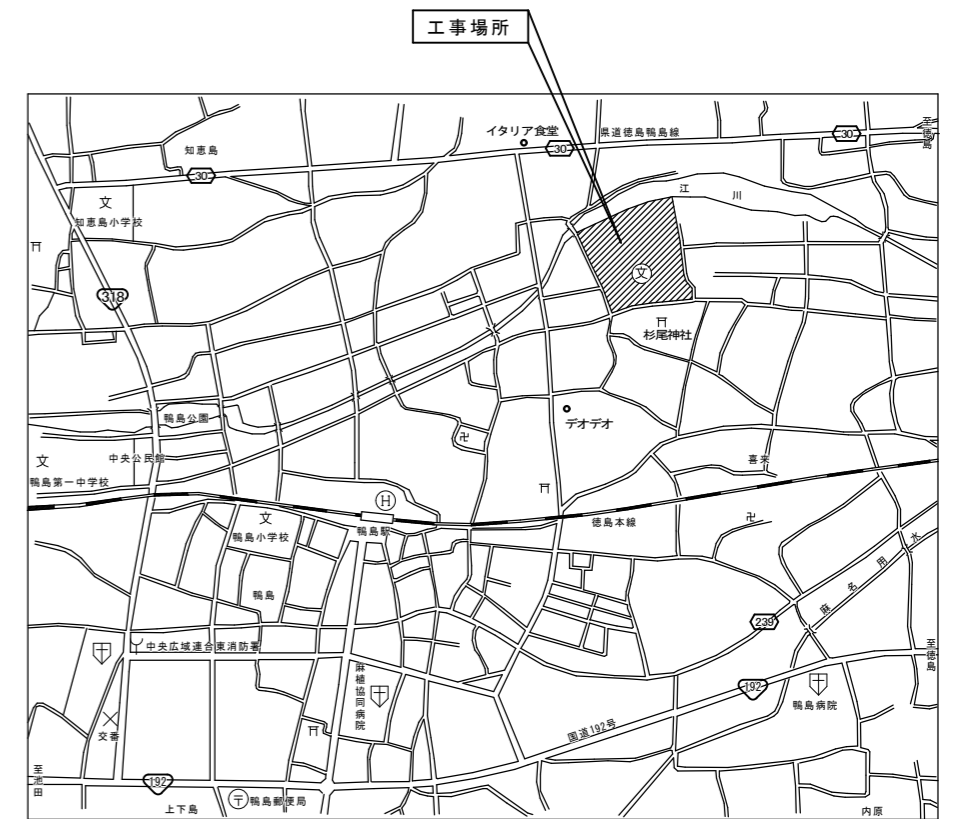
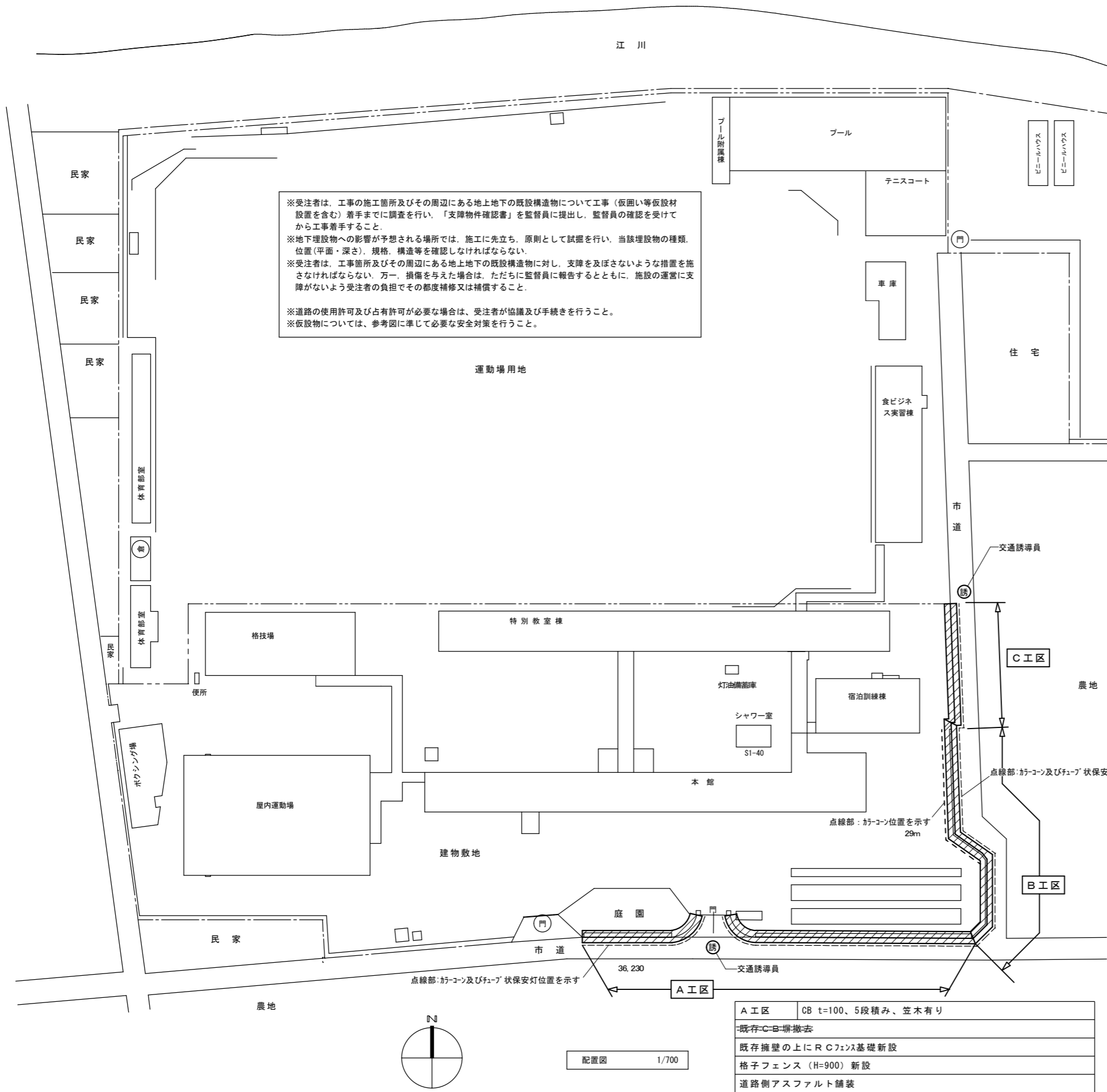
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																		
<p>7章 コンクリート工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. コンクリートの仕上がり</p> <p>3. 普通コンクリート</p> <p>4. レディミクストコンクリート 工場の指定</p> <p>5. 型枠</p>	<p>◎設計基準強度</p> <table border="1" data-bbox="341 157 964 273"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調合管理 強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の 有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>基礎、塀</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td>捨てコン</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・①・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5 による。</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルslag使用(できる・できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行う・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3 [目地寸法] (a) (1)による。</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠)・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1" data-bbox="341 1470 934 1543"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td> <td>A 種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td></td> <td>基礎・壁</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理 強度 Fn(N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有		2.3	基礎、塀	普通	18	18	15	無			捨てコン	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.3 (b) (1)	A 種	なし	合板		基礎・壁	<p>9章 困障工事</p> <p>1. フェンス</p>	<p>◎フェンスの種類</p> <p>・目かくしフェンス 主柱 □100×50×2.3 (STKR400) 胴縁 t=1.6 (SGMH490) 縦枠 t=0.8 (SGMH400) 中間縦枠 t=1.6 (SGMC400) パネル t=0.6 塗装：外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。 但し、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。</p> <p>・格子フェンス 主柱 42.7φ×2.3 (STK400) 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき+高耐候性樹脂粉体塗装 格子 21.7×1.6 (STK400) 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき+高耐候性樹脂粉体塗装</p>	<p>10章 舗装工事</p> <p>1. 路盤</p> <p>2. アスファルト舗装</p>	<p>◎路盤材料(再生砕石RC-40)、車道部の厚さは(100)mm</p> <p>◎締固め試験は(行う・行わない)。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1261 735 1855 777"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蜜粒度アスファルト舗装</td> <td>敷地内車路</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p>	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	蜜粒度アスファルト舗装	敷地内車路	50		
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理 強度 Fn(N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																
普通	21	21+S	18	有		2.3	基礎、塀																																																
普通	18	18	15	無			捨てコン																																																
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																		
県産木製型枠	—	なし																																																					
6.8.3 (b) (1)	A 種	なし	合板		基礎・壁																																																		
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																																																					
蜜粒度アスファルト舗装	敷地内車路	50																																																					
<p>8章 左官工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. モルタル塗り</p>	<p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> <p>◎ 笠木モルタル塗りのモルタル材料は共仕15.2.2による。</p>																																																						

徳島県県土整備部宮緒課

S A 設計一級建築士事務所
森 宏 文 1級建築士登録 第126287号
TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R1 宮緒 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事
●図面名 特記仕様書 3 ●縮尺

●図面番号 B-03



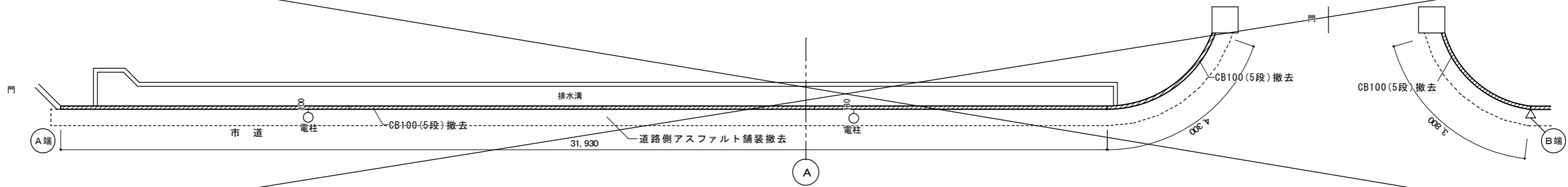
付近見取図

C工区	CB t=100、5段積み、笠木有り
既存C-B-塀(CBのみ)撤去	
道路後退位置に土留め基礎、目隠しフェンス(H=1000)新設	
道路側アスファルト舗装	

B工区	CB t=100、5段積み、笠木有り
既存C-B-塀撤去	
既存擁壁の上にRCフェンス基礎新設	
格子フェンス(H=900)新設	
道路側アスファルト舗装	

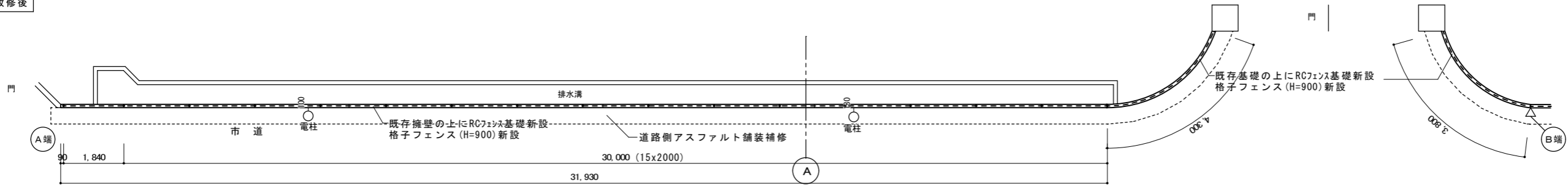
A工区	CB t=100、5段積み、笠木有り
既存C-B-塀撤去	
既存擁壁の上にRCフェンス基礎新設	
格子フェンス(H=900)新設	
道路側アスファルト舗装	

A工区 平面図

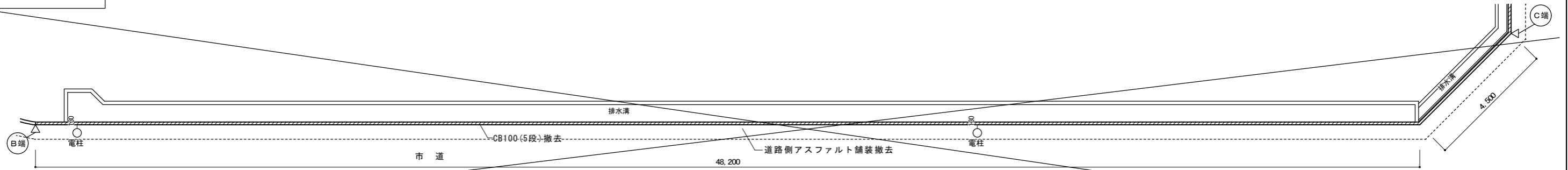


改修前

改修後

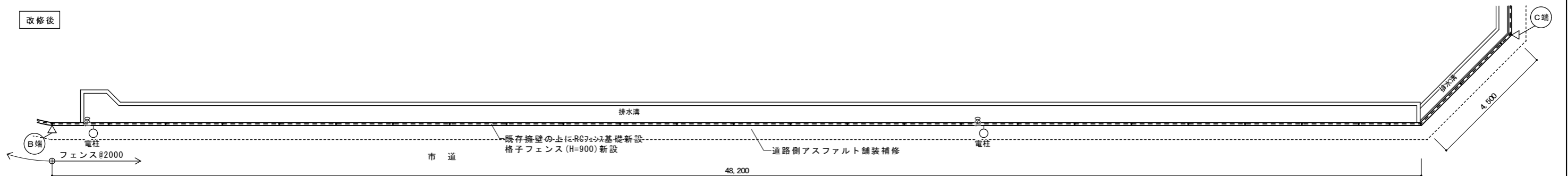


A工区-B工区 平面図



改修前

改修後



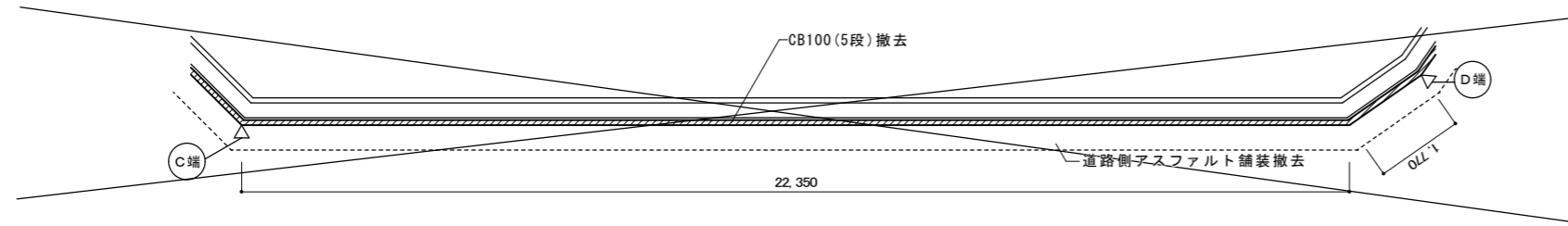
徳島県県土整備部宮緒課

SASA設計一級建築士事務所
森 宏 文 1級建築士登録 第126287号
TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R1営繕 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事
●図面名 A, B工区 平面図

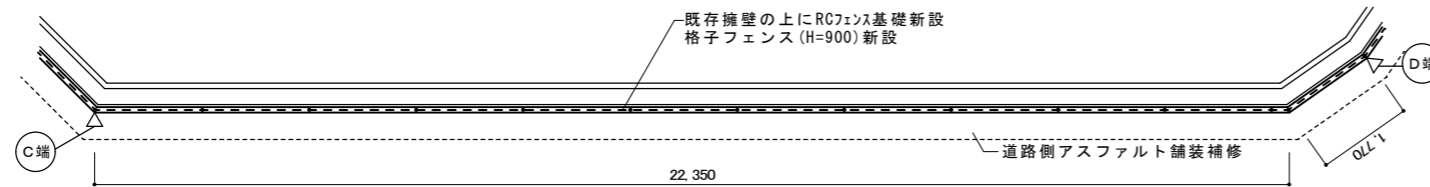
●縮尺 1/100
●図面番号 B-05

B工区 平面図1

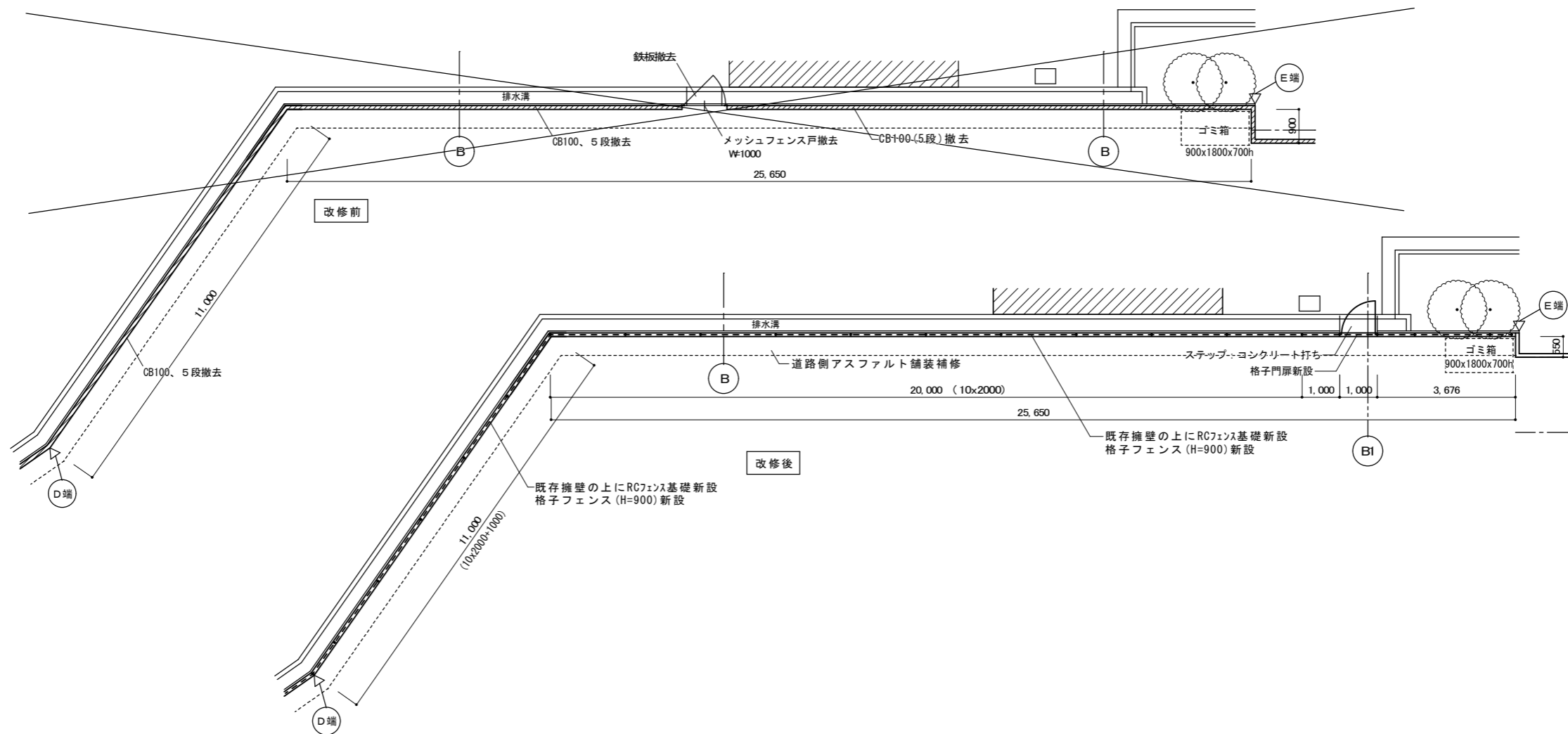


改修前

改修後



B工区 平面図2



改修前

改修後

徳島県土整備部営繕課

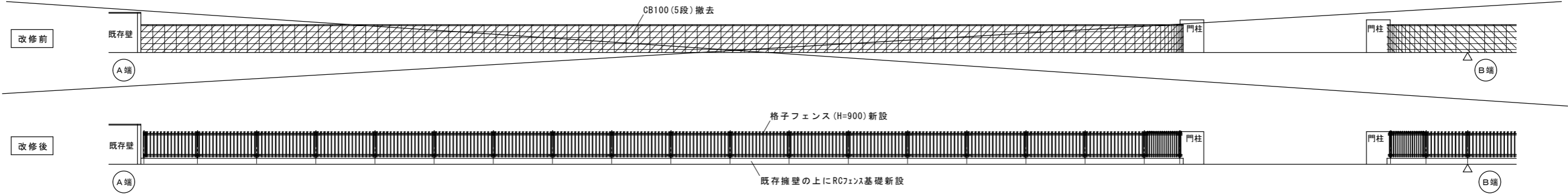
ASA設計一級建築士事務所
森 宏 文 1級建築士登録 第126287号
TEL・FAX 0884-49-1511

●工事名 R1 営繕 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事
●図面名 B工区 平面図

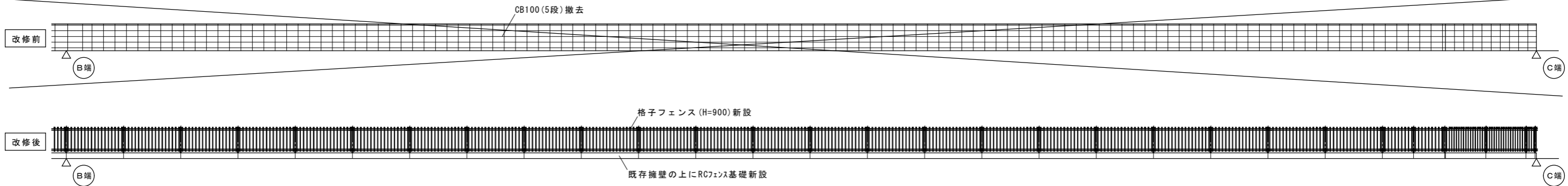
●縮尺 1/100

●図面番号 B-06

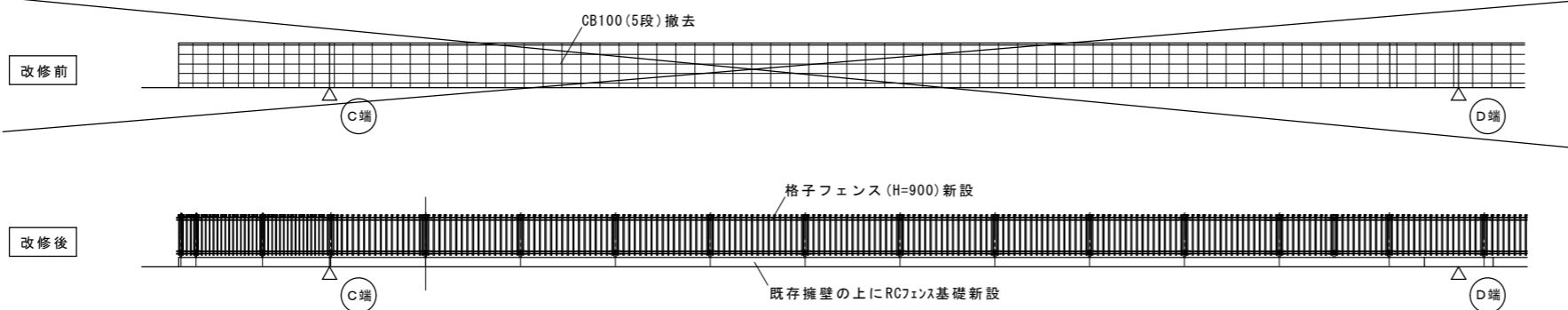
A工区 立面図 1/100



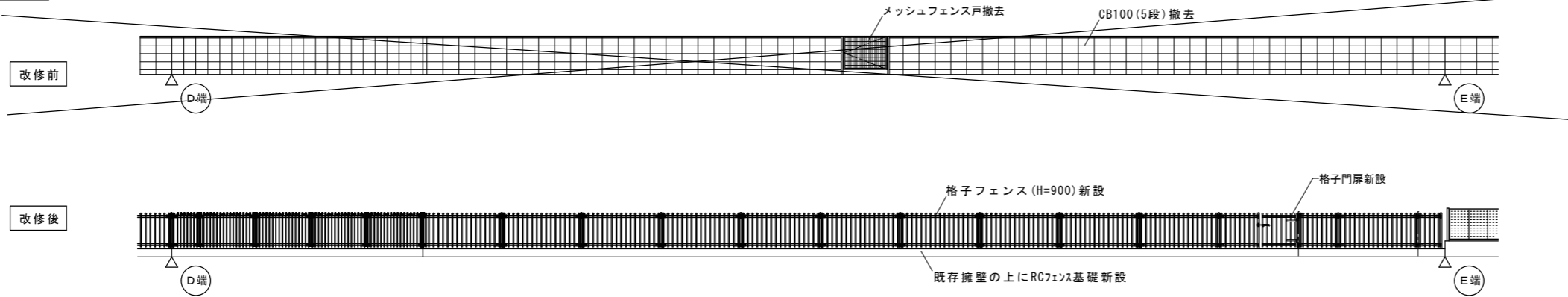
B工区 立面図 1 1/100

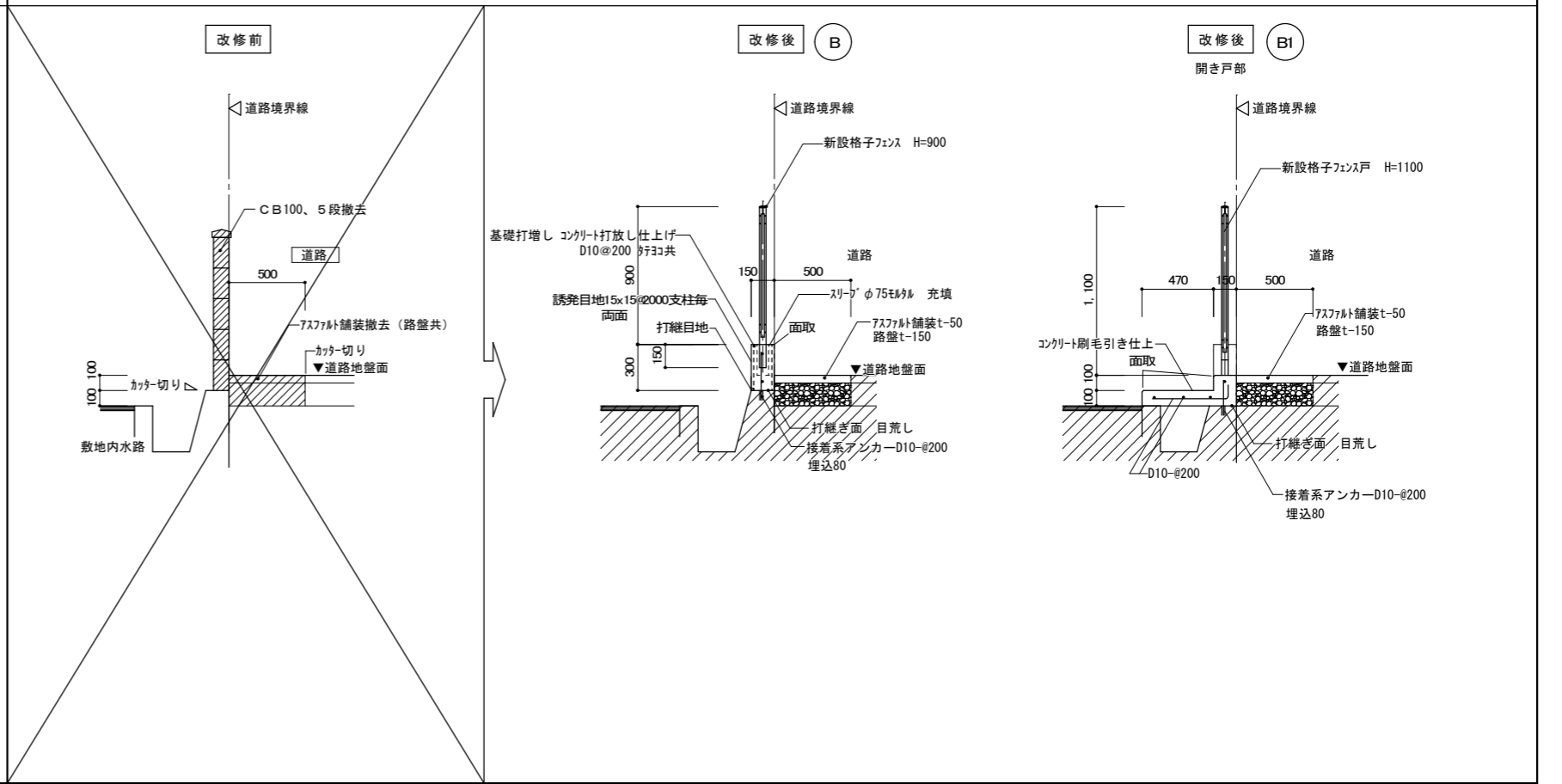
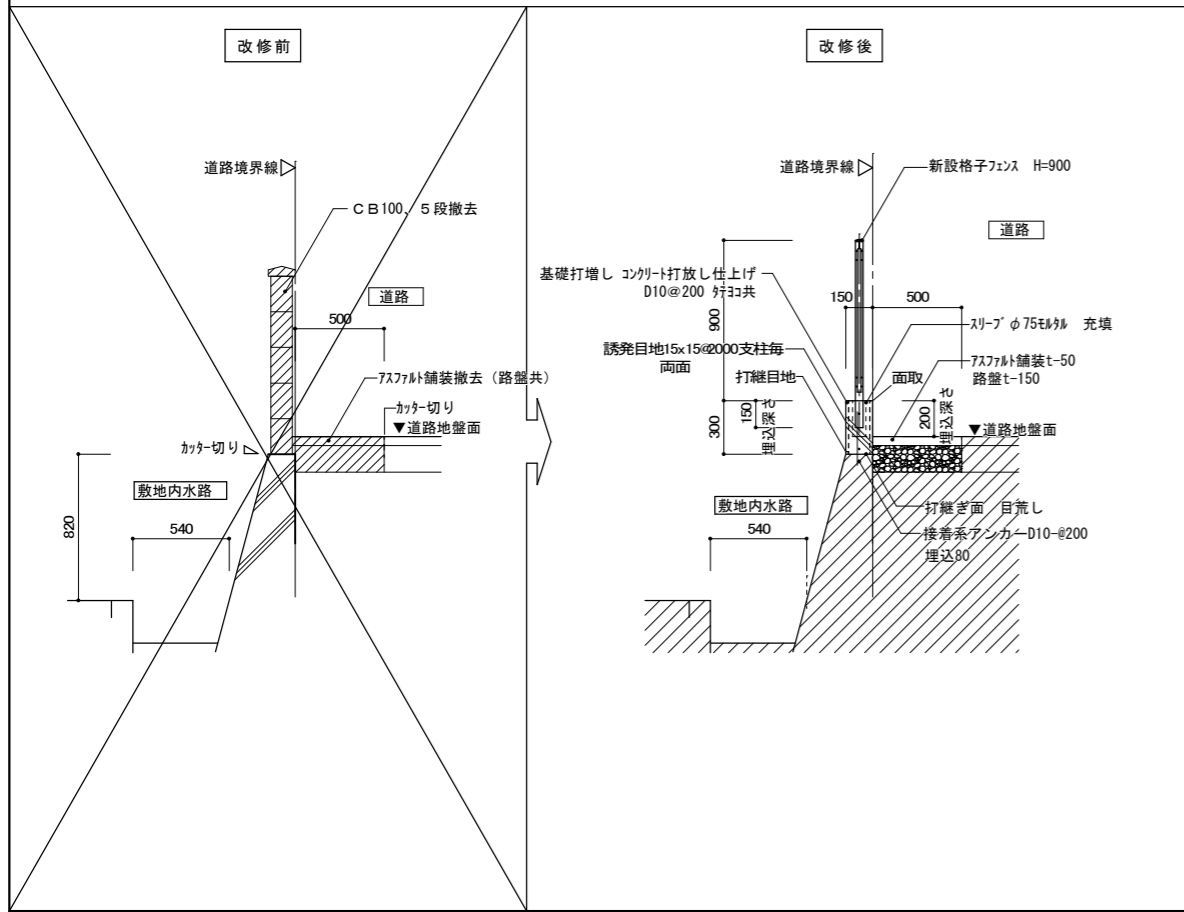


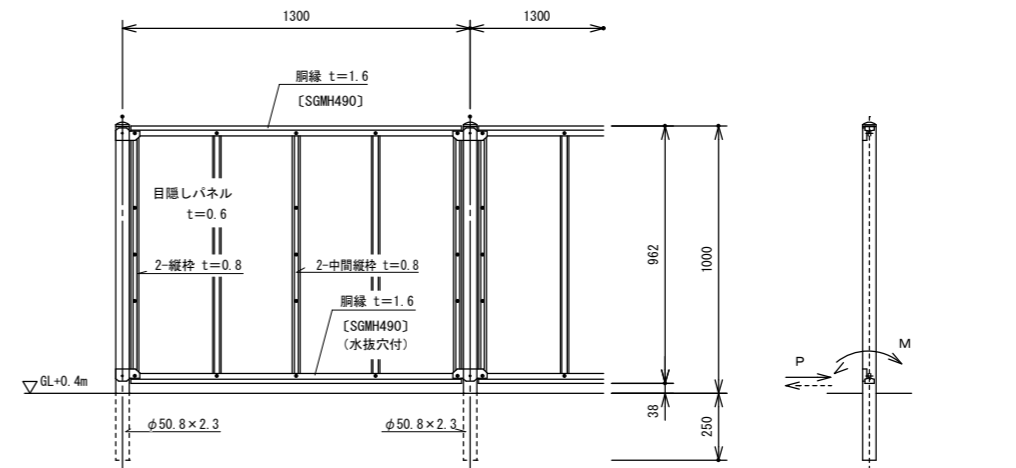
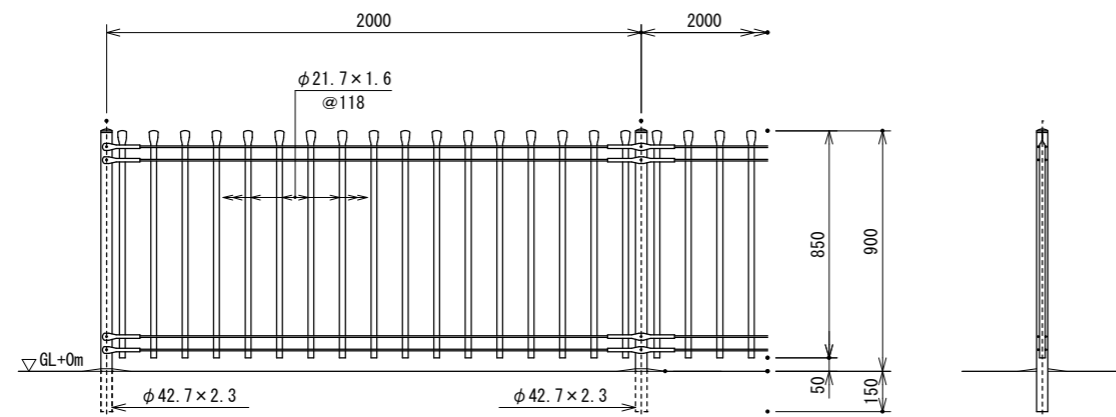
B工区 立面図 2 1/100



B工区 立面図 3 1/100





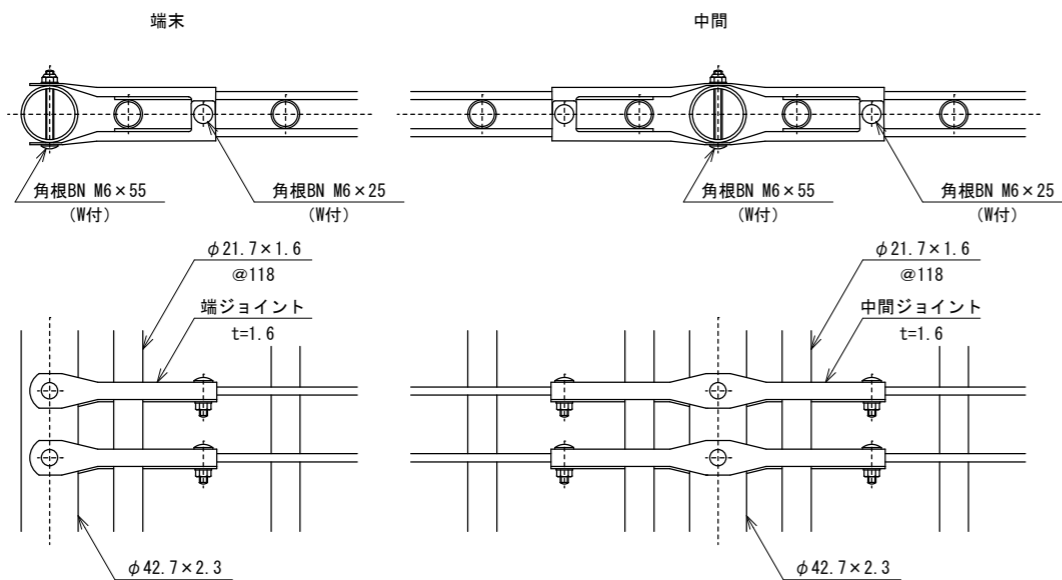


目隠しフェンス S=1:20

フェンスが受ける風圧力に依り
柱脚部に作用する荷重 (主柱1本当たり)

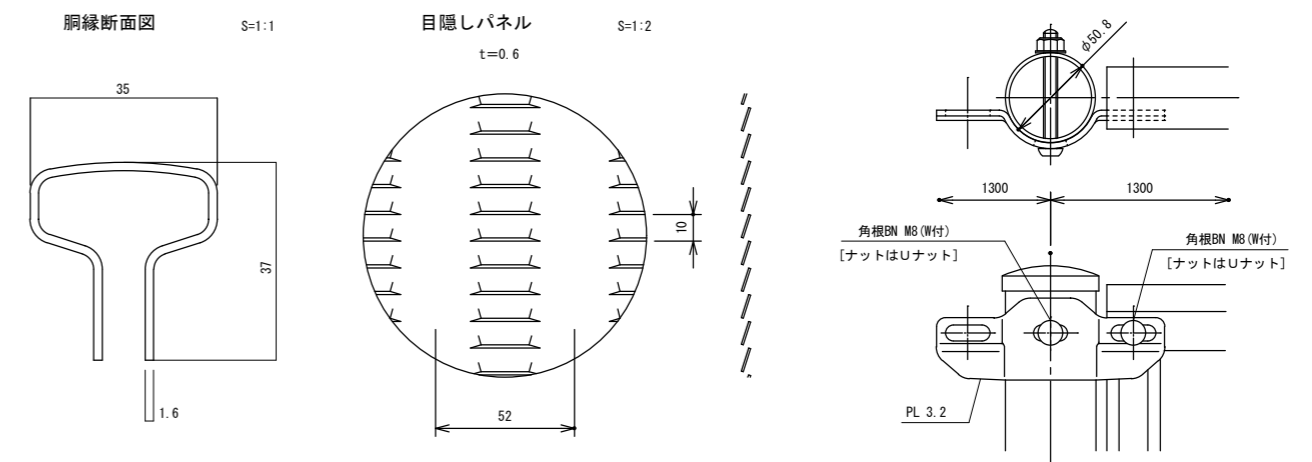
水平力	$P \approx 1.7 \text{ kN}$
モーメント	$M \approx 0.9 \text{ kN} \cdot \text{m}$

ジョイント取付図 S=1:4

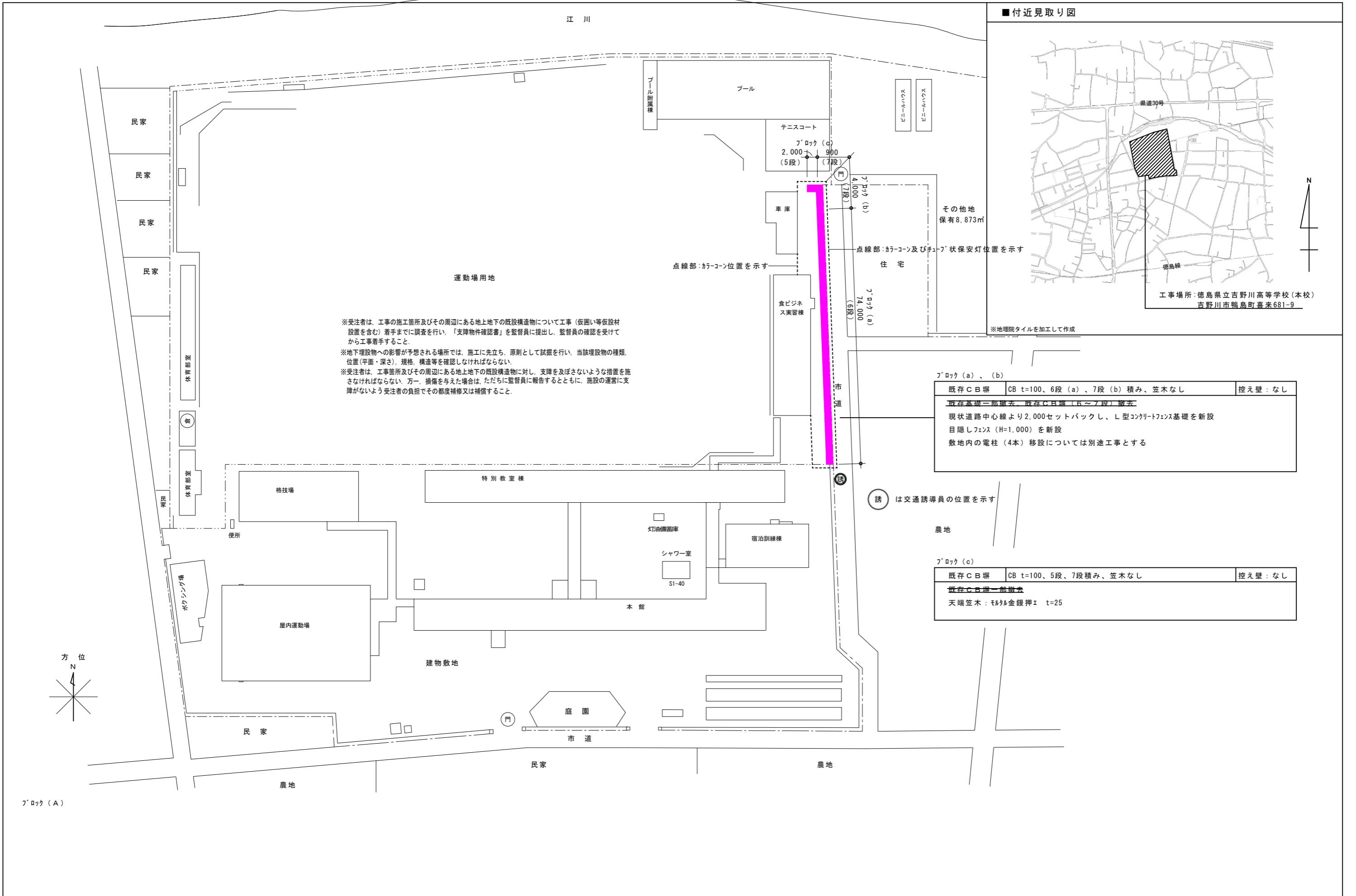


建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る
基準風速 36 m/sec 地表面粗度区分 Ⅲ $GL+0m$
1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、線材は亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とし、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきのみとする。

パネル取付図 S=1:3



建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る
基準風速 36 m/sec 地表面粗度区分 Ⅲ $GL+0.4m$
1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。
2. X A フラインドの目の向きは指示に依る。
3. 下部構造物については表記の荷重にて別途検討のこと。



■ 付近見取り図



※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
 ※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ※受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

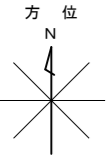
ブロック (a)、(b)

既存 C B 標	CB t=100、6段 (a)、7段 (b) 積み、笠木なし	控え壁：なし
既存基礎一部撤去、既存 C B 標 (6~7段) 撤去		
現状道路中心線より2,000セットバックし、L型コンクリートフェンス基礎を新設		
目隠しフェンス (H=1,000) を新設		
敷地内の電柱 (4本) 移設については別途工事とする		

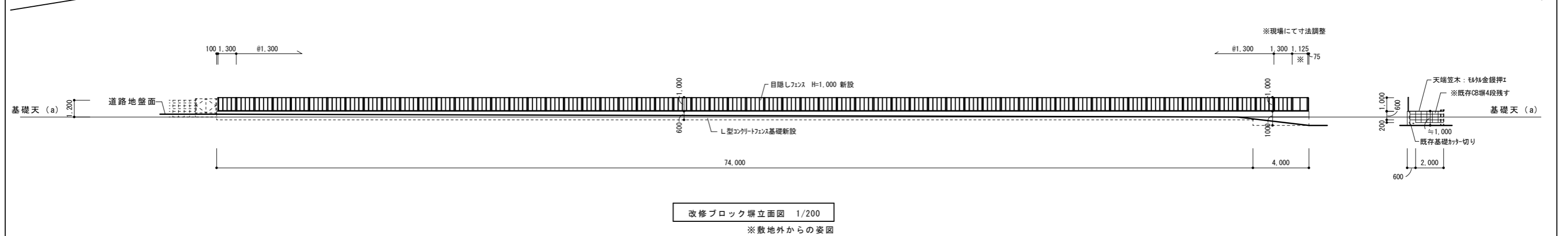
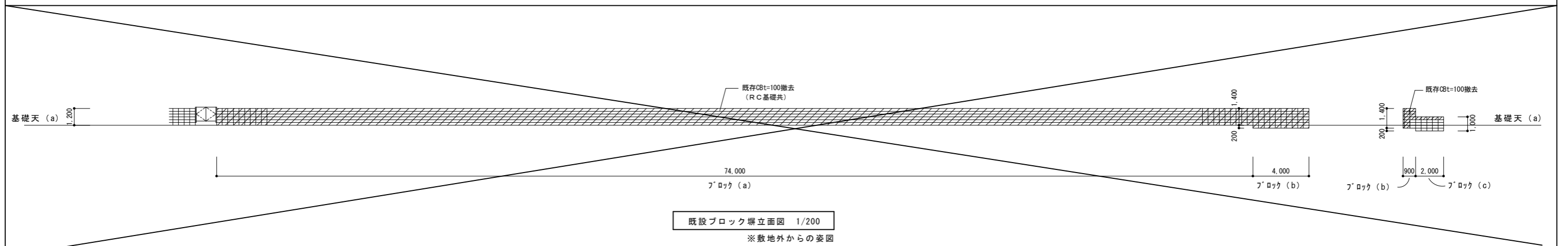
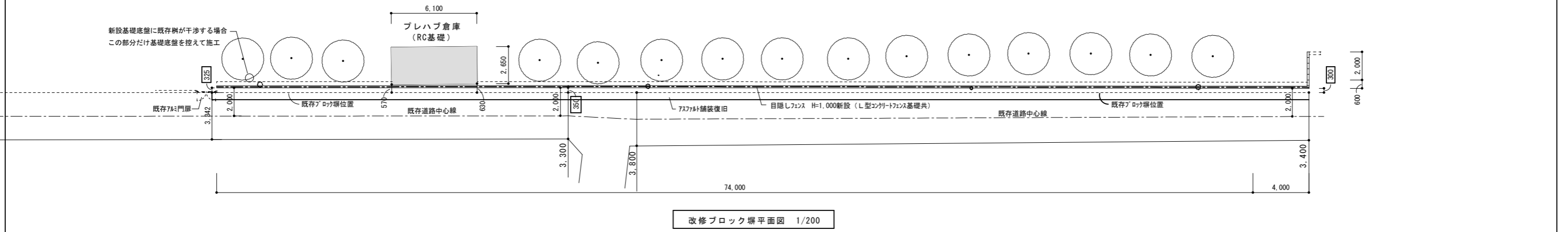
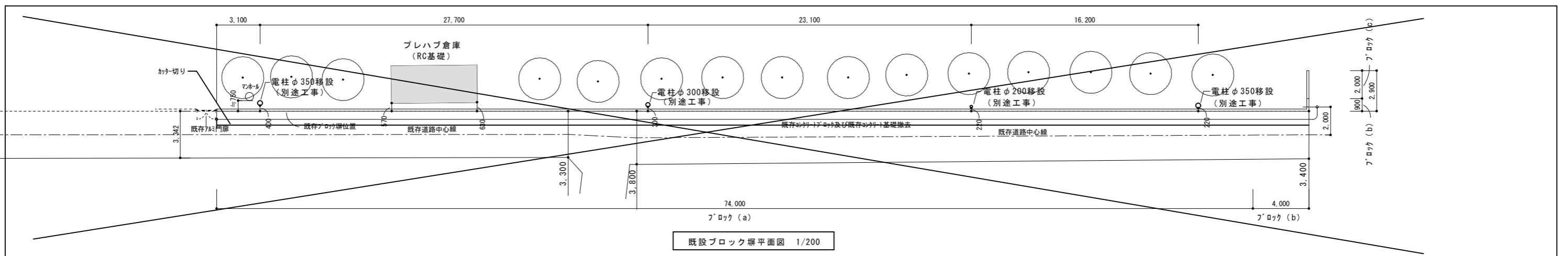
ブロック (c)

既存 C B 標	CB t=100、5段、7段積み、笠木なし	控え壁：なし
既存 C B 標一部撤去		
天端笠木：モルタル金銀押E t=25		

誘 は交通誘導員の位置を示す

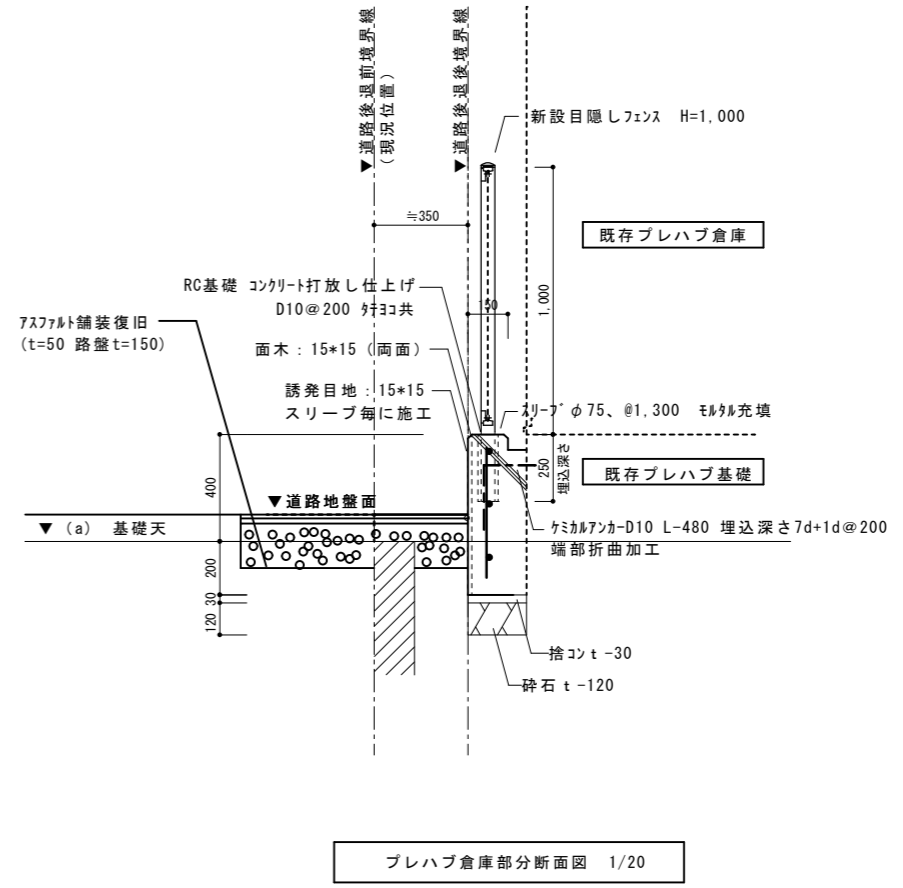
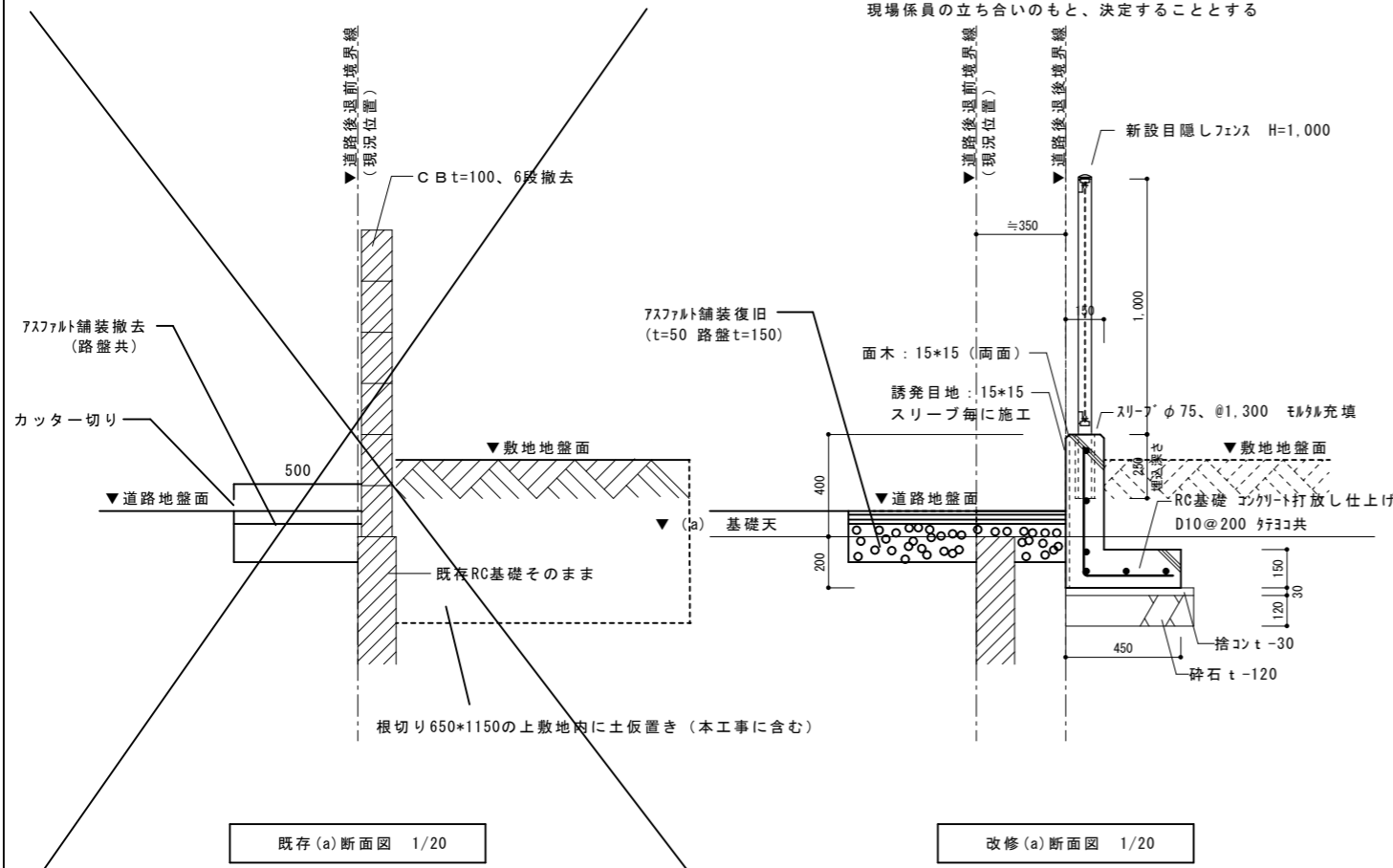


ブロック (A)

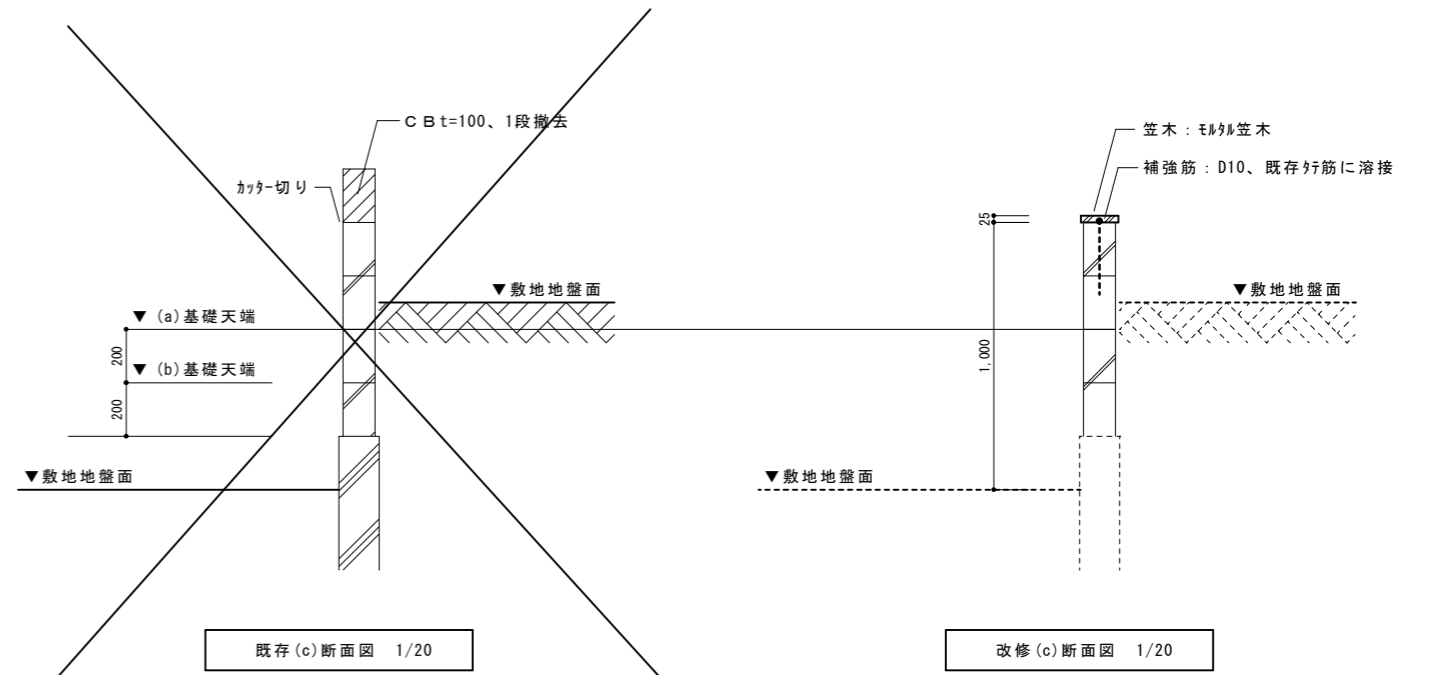
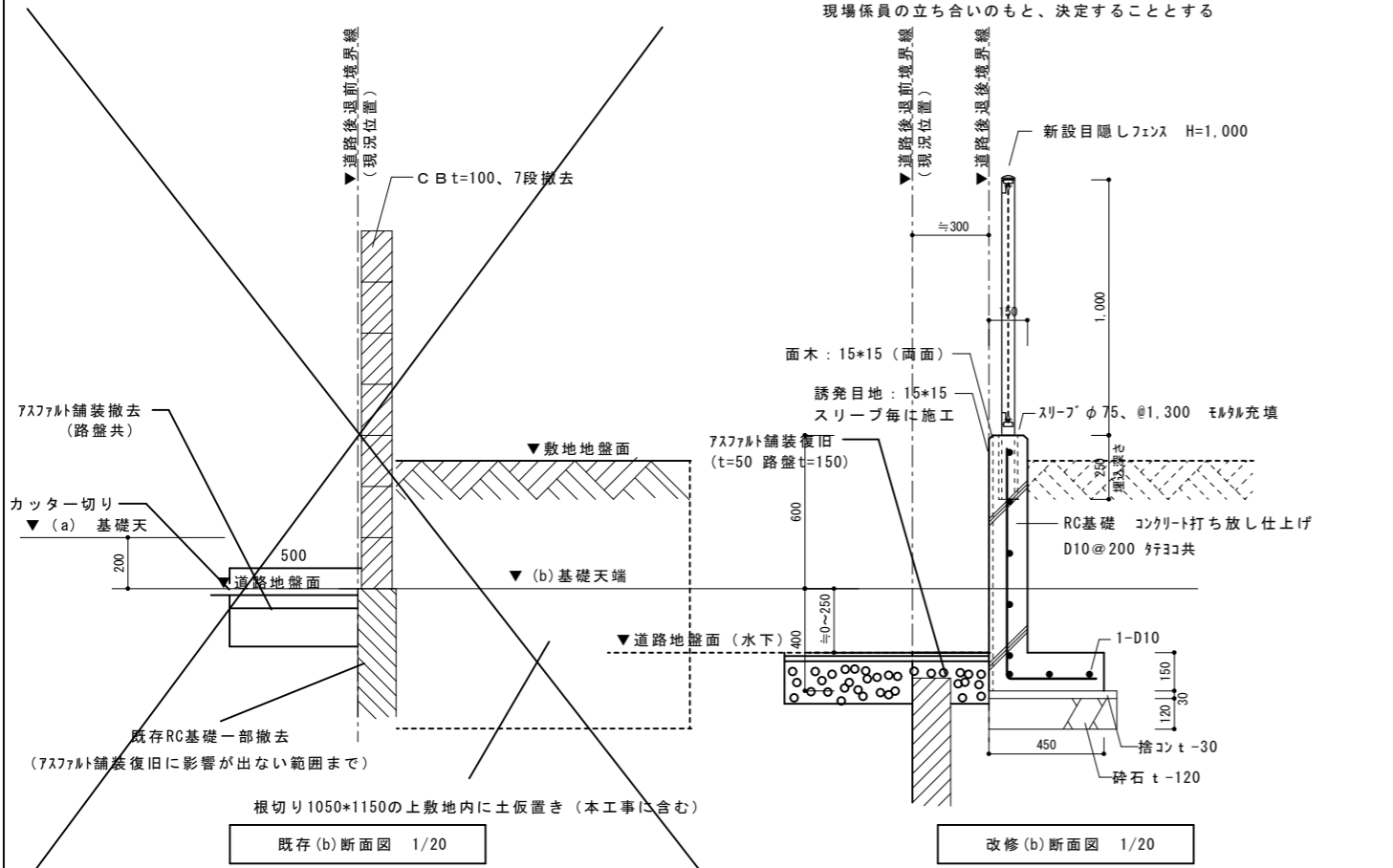


			●工事名 R1 宮宿 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事 ●図面名 北側平面図・立面図	●図面番号 B-12 ●縮尺 1:200	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 佐藤 幸好 1級建築士 大臣登録137218号
--	--	--	--	-------------------------	--

※セットバック後の道路境界については、
現場係員の立ち合いのもと、決定することとする



※セットバック後の道路境界については、
現場係員の立ち合いのもと、決定することとする



●工事名 R1 管轄 吉野川高等学校 吉・鴨島 フェンス設置他工事	●図面番号 B-13	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 北側部分詳細図	●縮尺 1:20	管理建築士 佐藤 幸好 1級建築士 大臣登録 137218号